Overseas Assistance

I. はじめに

- 本資料に記載されている情報は米国移民国籍法(INA: Immigration and Nationality Act)、Foreign Affairs Manual (FAM)、Code of Federal Regulation (CFR)、国務省、移民局、在日アメリカ大使館のホームページ、アメリカ大使館(総領事館)からの指導、移民法弁護士からの情報、そしてグリーンフィールドの過去の経験や日常的に収集されるノウハウなどに基づいています。
- 本資料では最新かつ正確な情報の記載を心がけておりますが、運用の変更などにより古い情報が含まれている場合もあります。またグリーンフィールドの業務と関連の低い項目については、割愛している場合があります。
- 本資料の情報が原因でトラブル等が発生いたしましても責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 本資料は著作権法により保護されています。本資料の著作権は株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンスにあります。書面による事前許可を得ずに本資料の一部、または全部を複製および転載することを一切禁じます。

II. ビザの基本

1. アメリカのビザ

- 多くの国は自国の雇用を不当に奪う疑いのある人や自国の安全をおびやかす恐れのある人などの入国を防ぐため、そして入国時の審査を簡素化するため、事前に国外にある大使館、領事館などの在外公館でチェックを行い、入国許可証を発行します。この入国許可証がビザ(査証)です。
- アメリカのビザには非移民ビザと移民ビザの 2 種類があります。非移民ビザは駐在や留学など一時的な滞在のためもので、滞在目的終了後は帰国することが求められます。一方移民ビザはアメリカに定住する意思のもと、更新すれば永久的にアメリカに居住することが許されます。そして移民ビザで入国後取得するのが永住権(グリーンカード)です。
- 非移民ビザには、A~V ビザ、NAFTA ビザ、NATO ビザがあり、さらに同じローマ字のビザでも H ビザのように H-1B、H-2、H-3、H-4 と分類されているビザもあります。この中で一般的な企業が必要とするビザは主に B ビザ(商用)、E ビザ(就労)、F ビザ(就学)、H-1B ビザ(就労)、J ビザ(研修)、L ビザ(就労)です。

```
アマチュア・プロフェッショナルを問わず、スポーツ選手(賞金獲得のみを目的とするスポーツ選手) B-1
スポーツ選手、芸術家、芸能人
                                                   Р
オーストラリア人労働者―専門分野
                                                   E-3
国境通過カード(BCC):メキシコ
                                                   BCC
商用
                                                   B-1
乗組員(米国内の船舶・航空機に乗務している方)
                                                   D
外交官および政府職員
                                                   Α
使用人または乳母(外国人の雇用主に同行していること)
                                                   B-1
指定国際機関の職員、および NATO
                                                   G1-G5, NATO
交流訪問者
```

Overseas Assistance

交流訪問者-オペア	J-1
交流訪問者-J-1 保持者の子供(21 歳未満)または配偶者	J-2
交流訪問者-教授、学者、教員	J-1
交流訪問者-国際文化	J,Q
婚約者	K-1
米国駐在の外国軍人	A-2 , NATO1-6
科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を持つ外国人	O-1
自由貿易協定(FTA)の専門職員:チリ	H-1B1
自由貿易協定(FTA)の専門職員:シンガポール	H-1B1
情報報道関係者(報道関係者、ジャーナリスト)	I
企業内転勤者	L
治療、訪問者	B-2
NAFTA の専門職労働者:メキシコ、カナダ	TN/TD
医療従事者が不足している地域に出向く看護師	H-1C
医師	J-1 , H-1B
宗教活動家	R
高度な専門知識を必要とする分野での専門職	H-1B
学生-中高生、大学生 (語学学校を含む)	F-1
学生の同行家族-F-1 保持者の同行家族	F-2
学生-専門	M-1
学生の同行家族 - M-1 保持者の同行家族	M-2
派遣労働者-季節的農業	H-2A
派遣労働者-非農業部門	H-2B
観光	B-2
雇用を主目的としないプログラムでの研修	H-3
投資駐在員	E-2
貿易駐在員	E-1
米国通過	С
人身売買被害者	T-1
犯罪行為被害者	U-1
米国内でのビザ更新-G、A、および NATO	A1-2 , G1-4 ,
	NATO1-6

非移民ビザの種類し

• ビザは入国の目的によってそれぞれ使い分けられ、申請条件が異なります。そのため確実なビザの取得にはそれぞれのビザの申請条件を正確に把握しそのプロセスも理解した上で、それらが条件を満たしているかどうかを的確に判断する必要があります。

2. ビザの有効期限と滞在期限の違い

- ・ビザの有効期限は、そのビザで認められた目的でいつまでアメリカに"入国"できるかを示します。一方滞在期限はいつまでアメリカに"滞在"できるかを示します。
- ビザの有効期限を決めるのはビザを発行する国務省 (U.S. Department of State) に所属するアメリカの在外公館 (大使館・領事館)の領事です。一方滞在期限は国土安全保障省 (U.S. Department of Homeland Security)の下にある移民局(USCIS: U.S. Citizenship and Immigration Services)と、空港で入国審査を行う入国審査官が所属し、同じく国土安全保障省の下にある税関国境警備局(CBP: U.S. Customs and Border Protection)に決定権があります。入国審査官にはビザ保有者を滞在させない(入国させない)権限があります。あくまでもビザはそのビザで認められた目的での入国審査を受けるための権利を与えるものであり、入国を保証するものではありません。

7

¹ https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/list-of-niv-visa-types

Overseas Assistance

- 基本的にはビザの有効期限が過ぎていても滞在許可が有効であれば、合法的に滞在し続けることができます。ただし一度出国すると滞在許可は失効し、再入国するためには有効なビザが必要になります。
- 滞在期限を過ぎて滞在し続ければオーバーステイになります。ビザなしで渡航する際に認証が必要な ESTA の質問の中に、オーバーステイの経験の有無があります。(「あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか?」)オーバーステイの経験がある場合は ESTA の認証はまず通らず、その場合渡米するためにはビザを取得しなければなりません。またオーバーステイの理由によってはビザの取得も困難です。
- オーバーステイが 180 日を超えると 3 年間、さらに 1 年以上になると 10 年間米国に入国できなくなります。また 1 年以上不法滞在した後に入国許可などなく再入国しようとした場合、永久に入国禁止になります。²
 - Unlawful presence is any period of time when you are present in the United States without being admitted or paroled, or when you are present in the United States after your "period of stay authorized by the Secretary" expires. Unless an exception applies, you will be found inadmissible based on your accrual of unlawful presence if you:
 - ✓ Seek admission again within 3 years of leaving the United States before removal proceedings begin, after you accrued more than 180 days but less than 1 year of unlawful presence during a single stay;
 - ✓ Seek admission again within 10 years of leaving or being removed from the United States, after you accrued 1 year or more of unlawful presence during a single stay; or
 - ✓ Reenter or try to reenter the United States without being admitted or paroled after you accrued more than 1 year of unlawful presence, in total, during 1 or more stays in the United States.
- オーバーステイすると、入国の際に利用したビザは無効になり、ビザは取り直す必要があります。
 - (1) In the case of an alien who has been admitted on the basis of a nonimmigrant visa and remained in the United States beyond the period of stay authorized by the Attorney General, such visa shall be void beginning after the conclusion of such period of stay.

3. 滞在期限の付与

• 米国の入出国記録は I-94 と呼ばれています。また入出国記録を記載した入国カード自体 も I-94 と呼ばれています。

² https://www.uscis.gov/laws-and-policy/other-resources/unlawful-presence-and-inadmissibility

³ INA 202 (g) Nonimmigrant visa void at conclusion of authorized period of stay (https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1202&num=0&edition=prelim)

Overseas Assistance

- 滞在期限は入国時に入国審査官によって付与されます。パスポートにスタンプが押され、滞在ステータスと滞在期限が記入されます。
- 陸路やワシントン州とカナダの間のフェリーでの入国などでは、例外的に入国審査の際に入国カードがパスポートに貼り付けられ、滞在ステータスと滞在期限が書かれます。ビザありの入国カードは白色(フォーム番号 I-94)、ビザなしは緑色(フォーム番号 I-94W)です。
- 税関国境警備局のサイトからも I-94 を確認することができます。パスポートの記載が間違っていることもあるので、入国後に念のため確認することをお勧めします。I-94 に間違いがあり修正が必要な場合、地域の Deferred Inspection Site5(追加審査場)、Port of Entry6(入国した空港、港)で修正の手続きを行ないます。
- 与えられる滞在期限はビザ種別によって定められる期間とパスポートの有効期間のどちらか 短い方まで滞在許可が与えられます。またパスポートの有効期間が十分であっても入国審 査官の判断によって、本来許可される期間よりも短くなることもあります。
- 入国カードなしで入国した場合、航空会社や船舶会社より提供されるデータに基づき出国 記録が入力されます。一方入国カードがパスポートに貼り付けられた場合は出国の際に回 収され、税関国境警備局に送られることにより出国記録が入力されます。通常空港のチェッ クインカウンターもしくは国際線の搭乗ゲートで航空会社のスタッフが回収します。
- I-94 が回収されずに出国した場合は記録上アメリカに滞在したままになり、不法滞在として 記録が残る可能性があります。その場合は税関国境警備局に出国した証拠とともに送付し ます⁸。

送付先

アメリカの郵便サービスを使う場合

Coleman Data Solutions

Box 7965

Akron, OH 44306

Attn: NIDPS (I-94)

USA

FedEx または UPS を使う場合

Coleman Data Solutions

3043 Sanitarium Road, Suite 2

Akron, OH 44312

Attn: NIDPS (I-94)

USA

出国の証拠の例

- ✔ アメリカを出国した際の搭乗券の原本
- ✓ アメリカ出国後の出入国のスタンプの押されたパスポートのコピー(写真のあるデータ面を含む全ページ。ただし完全にブランクのページは除く)

⁴ https://i94.cbp.dhs.gov/home

⁵ https://www.cbp.gov/about/contact/ports/deferred-inspection-sites

⁶ https://www.cbp.gov/about/contact/ports

⁷ https://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-94

⁸ https://www.help.cbp.gov/s/article/Article-1431?language=en_US

Overseas Assistance

- ✔ アメリカ出国後にアメリカ国外で就労していたことを証明する給与明細のコピー
- ✓ アメリカ出国後にアメリカ国外で銀行を通して行った取引の記録のコピー
- ✓ アメリカ出国後にアメリカ国外で就学していたことを証明する書類のコピー
- ✓ アメリカ出国後にアメリカ国外で使用したクレジットカードの使用記録のコピー

4. ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い

- H-1B ビザでは入国審査の際に発行される滞在期限は、通常 I-797 の期限、ビザの残りの 有効期限のいずれとも一致します。
- L ビザは通常 5 年間有効なビザが発給されます。そのため滞在期限は通常 I-797 (Blanket L の場合は I-1298) に記載される期限と一致しますがビザの有効期限とは一致しません。ただし Blanket L ビザの場合、Blanket I-797 の有効期限(初めは 3 年間有効。延長することにより無期限になる。) に準ずることや、I-1298 の 2 ページ目にある就労予定期間に準ずることもあります。
- E ビザは入国の都度、通常 2 年間の滞在許可が与えられます。ビザの有効期間が 2 年を切っても通常 2 年間の滞在が認められます。ただしビザの残存期間が短い場合などは、ビザの有効期限までしか滞在許可が与えられないこともあります。
- Jビザ(研修ビザ)で入国するとパスポートには D/S と書かれます。これは Duration of Status の略で研修の許可証である DS-2019 が有効である限りアメリカに合法的に滞在できることを示しています。例えば入国時に DS-2019 の有効期限が 1 年後であれば滞在期限も1 年後ですが、DS-2019 を延長すれば滞在期限も自動的に延長されます。ただしビザの有効期限を過ぎれば再入国には新しいビザが必要になります。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。例えば日本人の B ビザの有効期間は通常 10 年ですが、ベトナム人は通常 1 年です。またビザの申請を審査する領事の判断によって本来認められている期間より短くなることがあります。国籍によるビザの有効期間は国務省のサイト9で確認することができます。

ビザ 種別	ビザ有効期間	滞在許可期間	ビザの更新が 可能な回数	最長連続 滞在許可期間
Е	5年	入国の都度2年	何回でも可	継続的に更新すること により半永久的
L-1A	5年	I-797(Blanket L ビザは I-1298)に 準ずる	滞在期間が累積で 7年になるまで	7年
L-1B	5年	I-797(Blanket L はビザ I-129S)に 準ずる	滞在期間が累積で 5年になるまで	5年
H-1B	3年	I-797 に準ずる	滞在期間が累積で 6年になるまで	6年
J	DS-2019 に記 載される期間	DS-2019 に記載されるプログラム 終了日+30日 ¹⁰	DS-2019 による	参加プログラムによる

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

10 "grace period"と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし、この期間に一度出国すると有効なビザがないため、再入国はできない。

Overseas Assistance

F	I-20 に記載さ れる期間	I-20 に記載されるプログラム終了 日+60 日 ¹⁰	I-20 による	5年
В	10年	6か月	何回でも可	1年

ビザ種別ビザ期限・滞在期限(日本人の場合、例外あり)

• L ビザ、H ビザなどでは実際にアメリカに滞在していた期間をもとに滞在許可が延長されます。例えば 2024 年に H-1B ビザを取得すると継続した場合は 2029 年までしか滞在できませんが、間に 2 年間日本に帰国していればその期間は滞在期間に含まれないため、ビザは 2029 年が有効期限であっても、滞在許可の延長をすれば 2031 年まで滞在することができます。またその期間をカバーするビザを申請することもできます。

5. Automatic Revalidation

- 非移民ビザが無効であっても I-94 が有効であれば、下記の条件を満たすことによりアメリカ へ再入国し、I-94 の有効期限までそのまま滞在することが可能です¹¹。これを"Automatic Revalidation"といいます。ただし以下に該当する場合はビザが必要です。
 - 新しいビザを申請したが、まだ発給されていない。
 - 新しいビザを申請したが却下された。
 - 米国外に30日以上滞在している。
 - カナダ、メキシコ、または隣接する島以外の国に渡航したことがある。
 - イラン、シリア、スーダンを含むテロ支援国家指定国の国民である。
 - F 学生ビザまたは J 交流訪問者ビザを所持し、キューバに渡航したことがある。
 - M 学生ビザを所持し、カナダおよびメキシコ以外の米国外に渡航したことがある。

6. 商用と就労

- 国務省のサイト12では、商用を以下のように説明しています。
 - 商用一取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、 契約交渉
- また FAM¹³では以下のような活動が商用に該当すると説明しています。
 - Engage in commercial transactions which do not involve gainful employment in the United States (such as a merchant who takes orders for goods manufactured abroad) (米国内での有給雇用を伴わない商取引に従事する(海外で製造された商品の注文を受ける商人など))
 - Negotiate contracts (契約の交渉)
 - Consult with business associates (ビジネス関係者との相談)

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/visa-expiration-date/auto-revalidate.html

 $^{^{12}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/

¹³ 9 FAM 402.2-5(B)

Overseas Assistance

- Litigate (訴訟)
- Participate in scientific, educational, professional, or business conventions, conferences, or seminars (科学的、教育的、専門的、またはビジネス上の大会、会議、セミナーへの参加)
- Undertake independent research (独自の研究を行う)
- 他にプロフェッショナルなアスリート、米国企業の取締役会のメンバーなど、特殊な目的に関する説明はありますが、FAM でも一般的な商用に関して明確に定義されているわけではありません。
- 具体的な状況を想定するとイメージしやすくなります。
 - 現地法人のスタッフがすべき作業(活動、オペレーション)を日本からの出張者が行えば 就労とみなされる可能性が高くなります。例えば米国に現地法人があり、顧客を訪問し、 見積書などを作成するのはその現地法人の営業スタッフの行うべき活動の場合、それを 日本からの出張者が代わりに行えば就労とみなされる可能性が高くなります。
 - 営業活動でも、製品の専門的な情報を提供したり、日本の生産プロセスや品質に関して の説明をしたり、現地法人の営業スタッフに同行し、サポートするのであれば、就労とみ なされる可能性が低くなります。
 - 本社の事業部長が現地法人のトップを兼務しているような場合、それが現地法人のトップとしての活動なのか、本社の担当部門の責任者として活動なのか、必ずしも明確ではありません。基本的に現地法人の運営をオフィサーに任せており、年に数回のオフィサーとのミーティングで状況を確認し、指示を出す程度であれば、現地法人のトップはタイトルだけであくまでも本社の担当部門の責任者の立場でミーティングに参加しているとして、商用と主張するのは可能だと考えます。
 - アメリカで同様のサービスが提供されている場合、就労とみなされる可能性があります。 例えば日本からのツアーであってもハワイでインストラクターとしてヨガの指導をすれば、 米国のインストラクターでもできる仕事をしているとして就労とみなされる可能性があります。
 - 自ら手を動かす場合は就労とみなされる可能性が高くなります。現場で自ら装置を操作、調整すればアメリカのエンジニアのすべき作業を代わりにしているとして、就労とみなされる可能性が高くなります。一方現場の立ち会い、口頭での指示、アドバイスや、手本を見せる程度であれば装置を操作しても就労とみなされる可能性は低くなります。ただし現場に入るスーパーバイズ業務では入国トラブルも増加していることから、通常は商用では認められない作業ができるBビザの取得が推奨されています。
 - システムエンジニアが現地法人のスタッフと並んでシステム開発をしていれば、就労を疑われる可能性があります。ただし現地法人のパソコンを使っていたとしてもそのシステム開発が日本の業務であれば、商用の範囲とみなされるべきと考えます。

Overseas Assistance

- 製品の製造に携わっても、試作品の作成をサポートする程度であれば商用とみなされる 可能性があります。
- コンサルティング業務の場合、アメリカでは情報収集や分析などの部分的な作業だけで、 主な作業が日本で行われるのであれば、商用とみなされる可能性があります。一方アメリ カのオフィスが受注したプロジェクトにメンバーとして日本オフィスから派遣されるような場 合は、就労とみなされる可能性が高くなります。
- これらの状況を整理すると、以下の質問に答えることで判断できることが分かります。
 - 実際に手を動かす (hands on) 作業か?
 - 間接的な作業か、直接的な作業か?
 - 現地のスタッフの行うべき作業を代わりに行う(アメリカ人から仕事を奪う)か?
 - 間接的な作業か、直接的な作業か?
 - 実際の製品やサービスのためのオペレーションを担うか?
- ただしこれらの質問を組み合わせても判断が難しいことは珍しくありません。また商用の範疇とみなすことができるかについては移民法弁護士の間でも意見が分かれることは少なくありません。実際は入国審査官や、トラブルとなり移民局が判断を下さなければはっきりしません。
- コンプライアンスが重視される中で、ばれなければいいと言うものではありませんし、不法就 労と分かっていながら社員にビザなしで渡米させるのも問題です。重要なのはどこまでを商 用と考え行動するか、そのガイドラインを明確にすることです。就労を疑われた場合でもその ガイドラインに基づく判断であると、少なくとも説明ができます。そしてそのガイドラインを渡米 する社員にきちんと理解させることが重要です。

7. ビザなしでの入国

- (1) ビザウェーバープログラム(ビザ免除プログラム)
 - 日本人が短期(90 日以下)の観光や商用、通過でアメリカに入国する際ビザを必要としないのは、1988 年から日米間で実施されているビザウェーバープログラムという相互的な特例措置があるためです。
 - ・ビザウェーバープログラムが適用されるのは、2024 年 11 月現在 Andorra (1991)、Australia (1996)、Austria (1991)、Belgium (1991)、Brunei (1993)、Chile (2014)、Croatia (2021)、Czech Republic (2008)、Denmark (1991)、Estonia (2008)、Finland (1991)、France (1989)、Germany (1989)、Greece (2010)、Hungary (2008)、Iceland (1991)、Ireland (1995)、Israel (2023)、Italy (1989)、Japan (1988)、Korea、Republic of (2008)、Latvia (2008)、Liechtenstein (1991)、Lithuania (2008)、Luxembourg (1991)、Malta (2008)、Monaco (1991)、Netherlands (1989)、New Zealand (1991)、Norway (1991)、Poland (2019)、Portugal (1999)、Qatar (2024)、San Marino (1991)、Singapore (1999)、Slovakia (2008)、Slovenia

Overseas Assistance

(1997)、Spain (1991)、Sweden (1989)、Switzerland (1989)、Taiwan (2012)、United Kingdom (1988)(カッコ内は開始年)¹⁴の 42 か国の国籍保有者です。

- これらの国以外の国籍保有者は、たとえ数日の商用や観光目的であってもアメリカに入国 するにはビザが必要となります。
- ・以下国務省の HP15より(一部修正)
 - ビザウェーバープログラムを利用してビザなしで米国に 90 日以下の渡航をするためには、以下の条件を満たす必要があります。
 - ✓ ビザウェーバープログラム参加国の国籍であること。
 - ✓ チップが内蔵された有効なパスポート(e-passport)を所持していること。
 - ✓ 電子渡航システム(ESTA)により渡航認証が承認されていること。
 - ✔ 渡航の以下のいずれかの目的であること。
 - ▶ 商用─取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉。
 - ▶ 観光・旅行-旅行、休暇、娯楽、友人や親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、及び報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベント或いはコンテストのアマチュア参加。
 - ▶ 通過-米国の通過。
 - 空路または海路で入国する場合は、さらに以下の条件を満たす必要があります。
 - ✓ 往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持していること。(最終目的地がメキシコ、カナダ、バミューダ、カリブ諸島の場合はそれらの国の合法的居住者でなければならない。)
 - ✓ 米国国土安全保障省と協定しているビザウェーバープログラム参加航空会社または船会社で渡航する。(個人所有や公用の飛行機・船舶には適用されない。)
 - 以下の条件に該当する場合、ビザウェーバープログラムでの渡航資格がないため、渡 米前にビザを取得する必要があります。
 - ✓ 2011 年 3 月 1 日以降に北朝鮮、イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリア またはイエメンに渡航また滞在したことがある。(ただし、ビザウェーバープログラム 参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航し た場合は、例外とする。)
 - ✓ 2021 年 1 月 12 日以降にキューバに渡航または滞在したことがある。(ただし、ビザウェーバープログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航した場合は、例外とする。)
 - ✔ ビザ免除プログラム参加国の国籍と、キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、 またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者。

¹⁴ https://www.dhs.gov/visa-waiver-program-requirements

 $^{^{15}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/

Overseas Assistance

- 公用または外交パスポートで渡米する場合
 - ✓ 公用または外交パスポート所持者が観光または通過の目的で渡米する場合、ビザウェーバープログラムを利用することができる。ただし公務で渡米する場合は90日以下の滞在であっても、公用または外交ビザを取得しなければならない。
- 国土安全保障省長官が法執行機関や米国の国家安全保障上の利益になると判断した場合には、上記の制限を免除することがあります。免除を受けられるかどうかは、個々に審査されます。以下の条件を満たす渡航者は免除に該当する可能性があります。
 - ✓ 国際機関、地域機関、政府機関の代表として公務を遂行するためにイラク、イラン、 北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓ 人道支援を行う NGO を代表して任務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓ ジャーナリストとして、報道目的のためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、 リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓「包括的共同作業計画」(2015年7月14日)の合意後に合法的な商用目的のためイランに渡航した人。
 - ✔ 合法的な商用目的でイラクに渡航した人。
- 有罪判決の有無にかかわらず逮捕歴のある人、犯罪暦(恩赦や大赦などの法的措置がとられた場合も含む)がある人、重い伝染病を患っている人、過去に米国への入国を拒否されたり強制送還された人、ビザウェーバープログラムで入国し、オーバーステイしたことがある人は、ビザウェーバープログラムを利用することはできません。渡米するためには、ビザを取得しなければなりません。ビザを持たずに入国しようとすると入国を拒否されることがあります。
- 逮捕や有罪に至らないような交通違反の場合は、その他のビザウェーバープログラム の条件を満たしていればこのプログラムの利用が可能です。米国滞在中に交通違反を 犯し、罰金未払いあるいは法廷審問に出頭しなかったような場合は、逮捕状が出され ている可能性もあり、入国審査で問題になることが予測されます。
- 米国での留学や就労のために渡米する場合、90 日を越えて滞在する場合、または滞在期間を延長することや滞在資格を変更する予定がある場合には、ビザウェーバープログラムを利用することはできません。入国地で、ビザ免除渡航者の渡米目的が留学や就労、あるいは 90 日を越えて滞在するであろうと移民審査官が判断した場合、入国は許可されません。
- ビザウェーバープログラムによる米国通過
 - ✓ ビザウェーバープログラムの条件を満たしている人は、ビザ無しで米国を通過する こともできるが、ESTA 渡航認証 が必要。米国を通過してカナダ、メキシコ、近隣 諸島に旅行する場合は、通過およびカナダ、メキシコ、近隣諸島での滞在を含む

Overseas Assistance

全期間が90日を超えないことを条件に、交通手段を問わず帰路米国に再入国することができる。カナダ、メキシコ、近隣諸島以外の国に行くために米国を通過し、帰路米国に再度入国する場合は、ビザ免除協定会社の飛行機や船を利用しなければならないが、90日以内である必要はない。そのため、入国に際して新たにI-94Wの記入が必要。米国を通過してメキシコ、カナダ、バーミューダ、カリブ諸島に居住するために米国を通過する旅行者は、それぞれの国の合法的居住者でなければならない。

- ビザウェーバープログラムでの滞在の場合は、WB: Waiver for Business、または WT: Waiver for Tourism とパスポートに記載されます。
- ・ビザウェーバープログラムを利用してアメリカに滞在する場合 90 日を超えて滞在する理由が発生しても、移民局での滞在許可の延長や滞在ステータスの変更はできません。(ただし、米国市民の immediate relative であれば、adjustment of status の申請をすることができます。またビザウェーバープログラムの他、C ビザ、D ビザ、K-1 ビザ、K-2 ビザ、S ビザ、ビザなしのトランジットも滞在許可の延長はできません¹⁶。)
- ビザウェーバープログラムを利用してアメリカに入国する際は、飛行機や船舶に搭乗する 前にオンラインで ESTA (Electronic System for Travel Authorization:電子渡航認証システム)の渡航認証を受けなければなりません。
 - ESTA とは、渡航者がビザウェーバープログラムの条件を満たしているかを事前に判定 するシステムです。(ESTA で渡航すると言う人もいますが、正確には"ESTA の認証を 受けてビザなしで渡航する"です。また ESTA はビザではありません。)
 - 判定は 72 時間以内に出ます。認証の期限は取り消し措置が取られない限り 2 年間、 もしくはパスポートの有効期限までです。
 - ビザなしで渡航する場合、この渡航認証を受けていないと飛行機に乗ることができません。また渡航認証が受けられなかった場合、ビザを取得しなければ入国できません。
 - ESTA の渡航認証には 21 ドルの手数料が必要です。ただし渡航認証が拒否された場合は処理費用の 4 ドルのみ請求されます。
 - ESTA の質問項目¹⁷
 - ✓ あなたは身体もしくは精神の疾患がありますか、あるいは薬物乱用または中毒者ですか、あるいは現在次の疾病のいずれかを患っていますか?
 - ▶ 軟性下疳
 - 淋病
 - ▶ 鼠径部肉芽腫
 - ▶ ハンセン病
 - ▶ 鼠径リンパ肉芽腫

¹⁶ https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/C1en.pdf

 $^{^{17}}$ https://esta.cbp.dhs.gov/

Overseas Assistance

▶ 梅毒

- ▶ 活動性結核
- ✓ あなたはこれまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な損害を与えるか重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、違法薬物の所持、使用、または流通に関連するいずれの法 規に違反したことがありますか?
- ✓ あなたはテロ活動、スパイ行為、破壊工作、または集団虐殺に参画しようとしたり、 あるいは参画したことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、あなた自身または他者用のビザを取得するため、あるいは米 国に入国するため、詐欺行為または不正代理行為を犯したことはありますか?
- ✓ あなたは現時点で、米国での就労を模索していますか、または過去に米国政府の 許可なく、米国で雇用されていたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、現在使用中あるいは過去に使用していたパスポートを用いて米国ビザを申請した際、否認されたことがありますか、あるいはこれまでに米国への入国を拒否、あるいは米国入国地での入国申請を取り消されたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在 したことがありますか?
- ✓ 2011 年 3 月 1 日以降、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダン、シリア、イエメン に旅行したことがありますか?
- 上記の質問に Yes と回答しても、渡航認証が受けられることがあります。
- 以下の場合、再度渡航認証を受ける必要があります。
 - ✔ 渡航者が新しいパスポートを発行されている場合
 - ✓ 渡航者が改名した場合
 - ✓ 渡航者が性転換した場合
 - ✓ 渡航者の国籍が変わった場合
 - ✓「はい」または「いいえ」の回答を要する ESTA 申請書の質問に対する渡航者の以 前の回答の基となる状況が変わった場合
- ESTA の入力を間違えた場合、国務省のサイト18には以下のように書かれています。
 - ✓ 「当 Web サイトでは、パスポート番号の再確認を含め、申請者が申請書を提出するのに先立ってデータを確認及び修正することができます。必要とされる支払い情報を含む申請書を提出する前に、パスポート番号、パスポート発行国、国籍保有国、及び生年月日を除く全ての申請データ分野を修正することができます。申請者がパスポート又は経歴情報を間違えた場合、申請者は新しい申請書を提出する必要があります。関連する料金は、提出された新しい申請書ごとに請求されます。

-

¹⁸ https://esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja

Overseas Assistance

その他のいずれかの間違いは、"ESTA ステータスの確認"の下の"個人ステータスの確認"をクリックすることにより修正又は更新することができます。旅行者が資格に関する質問に誤って回答した場合には、各ページの下部にある CBP 情報センターのリンクをクリックしてください。」

- 陸路で入国する場合、ESTA の認証を受ける必要はありません。また、ビザウェーバープログラムを利用することができる国の人がカナダのバンクーバー、ビクトリア(BC)とワシントン州の間のフェリーで米国に入国する場合、陸路での入国と同じように扱われます。
- (2) グアムー北マリアナ諸島連邦のビザウェーバープログラム
 - 2009 年 11 月 28 日から北マリアナ諸島連邦にも米国移民法が適用されました。それに伴い、グアム-北マリアナ諸島連邦ビザウェーバープログラム(Guam-CNMI VWP)が実施されています。詳しくは国土安全保障省のサイト19をご参照下さい。
- (3) ビザなしでの入国のリスク
 - 就労目的であるにも関わらず「短期間の滞在だから」「ビザの取得が間に合わないから」という理由でビザなしで渡米するケースが見受けられます。確かによほど頻繁に渡米しているか、または過去に複数回の長期滞在がなければ、"商用"としての入国を疑われることはまずありません。しかしながらこれは虚偽の申告であり、判明した場合のペナルティは大きなものとなります。また企業が就労と分かっていながら社員にビザなし(商用)で入国させている場合、不法就労を黙認または強制させていることになり、コンプライアンス的にも大きな問題です。
 - ビザなしで入国拒否を受けた場合、そのまま日本に帰国しなければなりません。一度入国 拒否を受けると ESTA の入国拒否の質問に「はい」と回答することになり、まず間違いなく ESTA の認証を受けることができなくなります。観光目的のハワイ旅行であってもビザの取 得が必要となり、ビザを取得しようとしても入国拒否の記録はビザの取得を難しくします。現 時点ではいつ以降の入国拒否に関してという申告の期限が設定されていません。そのた めいつまた ESTA の認証が受けられるようになるかは分かりません。
 - 同じ会社からまとまって渡米する場合、入国拒否を受けるとすでに入国審査を済ませた同僚も入国が認められなくなることがあります。また会社名がデータベースに登録され、後日入国する同僚に影響を与えることもあります。空港によっては所属する会社名を告げるだけで別室での審査になることもあります。
 - 通常就労とみなされる活動も条件によってはビザなしでの入国が認められる一方で、ビザなしでの入国が適切かどうか、ビザ申請をしないため事前に領事の判断を仰ぐことができません。ビザなし渡航は手軽と思われていますが、商談のような一般的な商用でない場合は慎重に判断すべきと考えます。

-

¹⁹ https://www.dhs.gov/guam-cnmi-visa-waiver-program